

旅館業法の簡易宿所営業に係る玄関帳場等の規制について

厚生労働省 健康・生活衛生局
生活衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

旅館業法の概要 【昭和23（1948）年法律第138号】

※ 法律制定の背景 <「公共機関」の整備、「衛生環境」の整備の側面>

- 戦後の衛生環境の悪化
- 衛生思想の確立
- 治安維持や風俗の取締り

目的（法第1条）

- 旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、**旅館業の健全な発達を図る**とともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって**公衆衛生及び国民生活の向上に寄与**すること。

営業者

- 営業の許可（第3条）
許可を受けて営業
- 営業者の責務（第3条の4）
安全・衛生の水準の維持・向上
サービスの向上に努める義務
- 営業者の講ずべき衛生措置（第4条）
換気、採光、清潔等の宿泊者の衛生
に必要な措置を講じる義務
- 宿泊拒否の制限（第5条）
- 宿泊者名簿の備え付け義務（第6条）

都道府県知事

（保健所設置市長、特別区長）

- 営業許可（第3条）
- 報告徴収・立入検査の権限（第7条）
- 基準に適合しなくなったと認める場合
の改善命令（第7条の2）
- 営業の許可の取消又は営業の停止
（第8条）
法律又は法律に基づく処分に違反し
たときなどに命ずることが可能

旅館業の種別（3営業種）の現状

①旅館・ホテル営業：約5万件（R4）

施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの。

②簡易宿所営業：約4万件（R4）

宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの。

③下宿営業：約6百件（R4）

施設を設け、1月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業。

※各種別の件数は、厚生労働省「衛生行政報告例（令和4年度）」による

簡易宿所営業における玄関帳場等の規制の現状について

■ 公衆浴場における衛生等管理要領等について 別添3 旅館業における衛生等管理要領

第2 簡易宿所営業の施設設備の基準

2 適当な規模の玄関、玄関帳場又はフロント及びこれに類する設備を設けることが望ましいこと。

ただし、次の各号のいずれにも該当するときは、これらの設備を設けることは要しないこと。

- (1) 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。
- (2) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊客の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制をとることが望ましいこと。

簡易宿所営業における玄関帳場等の規制の変遷について

➤ 昭和45年7月 旅館業法施行令の一部改正

- ・風紀上、教育上の観点から旅館業の営業施設の設置場所に関する規定を設けるとともに、ホテル営業及び旅館営業の構造設備基準に「玄関帳場その他これに類する設備」を追加。

⇒ 簡易宿所営業の構造設備基準に「玄関帳場その他これに類する設備」の設置義務なし。

➤ 平成28年3月

<旅館業法施行令の一部改正>

- ・10人未満の簡易宿所営業の営業許可要件を緩和。

(客室延面積33㎡以上 → 10人未満の場合は、1人当たり3.3㎡×宿泊者数以上)。

<旅館業における衛生等管理要領（局長通達）の一部改正>

- ・簡易宿所営業の施設設備の基準として規定していた「適当な玄関、玄関帳場又はフロント及びこれに類する設備を設けること」を「適当な玄関、玄関帳場又はフロント及びこれに類する設備を設けることが望ましいこと。」に改正。
- ・宿泊者の数を10人未満として申請がなされた施設であって、一定の要件（※）を満たす場合、玄関帳場等を設けることは要しないことを追記。

※玄関帳場等に代替する設備を設けること、善良な風俗の保持に必要な措置が講じられていること、緊急時に対応できる体制が整備されていること。

⇒ 局長通達の一部改正に際し、簡易宿所営業における玄関帳場等の設置について条例で規定している都道府県等に対し、実態に応じた弾力的な運用や条例の改正等の必要な対応について特段の配慮を依頼。

➤ 平成29年12月 旅館業における衛生等管理要領（局長通達）の一部改正

- ・玄関帳場等の設置を要しない施設の要件（宿泊者の数を10人未満として申請がなされた施設）を削除。

- ・「緊急時に対応できる体制」について、宿泊者の求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制をとることが望ましいことを追記。

簡易宿所営業における玄関帳場等の設置について

この通知（※）は、「「歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース」における取りまとめ」（平成29年5月18日）を踏まえ、複数の簡易宿所において共同で玄関帳場等を設置する場合の取扱いについて示し、条例により簡易宿所営業における玄関帳場等の設置を義務づけている都道府県等に対し、改めて、特段の御配慮をお願いするもの。

（※）簡易宿所営業における玄関帳場等の設置について

（平成29年12月15日付け生食初1215第3号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）

複数の簡易宿所において共同で玄関帳場等を設置する場合の取扱い

1. 都道府県等が、条例で、簡易宿所営業の施設に対し玄関帳場等の設置を求めている場合において、
 - (1) 一の営業者が複数の簡易宿所を運営するときに、一の玄関帳場等を設置して、それら複数の簡易宿所の玄関帳場等として機能させること。
 - (2) 複数の簡易宿所の営業者が、共同して一の玄関帳場等を設置して、それら複数の簡易宿所の玄関帳場等として機能させることは、緊急時に適切に対応できる体制が整備されていれば差し支えないこと。
2. 1の(2)にいう「緊急時に適切に対応できる体制」とは、宿泊客の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定しているものであること。

「緊急時に適切に対応できる体制」が整備されているか否かは、基本的に、職員等が駆けつけるために通常要する時間によって判断されるべきであり、また、職員等が玄関帳場等から駆けつけるとは限らないことから、玄関帳場等からの距離によって機械的に判断するような取扱いは想定していないので、御留意いただきたい。
3. 1の(2)により、複数の簡易宿所の営業者が、共同して一の玄関帳場等を設置する場合には、玄関帳場等を設置する営業者が他の営業者が営業する簡易宿所の宿泊客の宿泊者名簿の作成等を行うことが想定されるため、個人情報の取扱いについて関係法令の遵守等、特に留意が必要であることにつき、関係者に対する周知等をお願いする。